

次に、基本方針の考え方等1ページから14ページまでに関連する質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 人見委員

すみません、長くならないように簡潔に言います。これはあくまでも資料1は行財政改革推進会議の分科会の資料として検討なされた方向性なんですね。これはまさに行財政改革、何のために合併したかという観点から言うと、それぞれ絞っていかなきゃならない、そのために合併をしたわけですから、そういう意味ではわかるんです。併せて小学校・中学校でも適正規模だとか、こういうふうな角度から30人学級だとか35人学級だとか、クラスの数がこうだとか、こういうふうなことから再変革、統廃合とかこんな話も出てくるわけですよ。それで先ほど言いかけてきたように、今日の審議の対象になっていた中でも、ほとんどが教育委員会に関わる話であるわけです。そして、これはあくまで行財政改革からの視点なんですね。それで、あえて聞きたいのはこれに対する、この公共施設のあり方に関する所管課としての教育委員会はどれほどに協議をなされて教育委員会としての地域の教育という観点から、文化という観点から、どうこういう公共施設のあり方は考えていくべきなのか。このあたりの協議なり検討というのが何かなされたのか。これで行けばまさに三権分立じゃない、教育委員会の独自性なんか無いですよ。そう思うからあえて聞くんですが、なにか基本方針が出されるにあたって、「教育委員会としてはこのような協議をやってきました。」とか、いや「これまでやってきておりません。だけれども11月に出される実施計画、9月の素案、このあたりまでにはそうした検討もしていくんです。」とか、私が前回言いましたように幼稚園の場合は旧飯塚市の3園を統廃合して今の幸袋幼稚園1園にしたときでさえも喧々譁々検討委員会を設けてやったわけです。これから改めて小学校・中学校なんかさらに独断ですよ。これを行革のこの一遍の行政の効率、他の一面だけで果たして結論を得られるのか。こんな気がするの、そのあたりの考え方、経過を聞かせていただけませんか。

○ 教育総務課長

教育委員会がこの基本計画をどのような形で検討してきたか、ということですが、昨年の、日にちまでは覚えていませんが、夏頃に内部の検討委員会を立ち上げております。その内部の検討委員会は各課長補佐以上と教育長を含めまして検討会を実施しまして、実は昨日も実施計画に向けた課長レベルの検討委員会も実施しております。この基本計画ができるまでの間に、宙で申し訳ないのですが、今年の1月から5、6回ほど検討を重ねた結果、最終的な基本計画の同意を得てここに出されたものでございまして、現在もなお実施計画に向けてかなりのペースで検討を重ねて参っているところでございます。

○ 人見委員

それで、今の答弁から聞くと、内部検討は重々やってきたけれども結果的に今回示された基本方針に納得し、合意し、さらにこの方針に基づいて教育委員会としても実施計画のそうした検討に入っていると、このような理解でいいんですか。

○ 教育総務課長

基本方針を元に検討しているのは確かでございますが、その後、当然のことながら状況も変わることもございますし、重々その辺のところを学校現場の意見等もまもなく意見を聞くようにしておりますが、そういうのもふまえて実施計画に活かしていきたいと考えております。

○ 人見委員

そうした内部検討、また現場の声とか教育委員会独自のそうした検討の経過報告をできるような内容というか資料というのは、我々の手元には来ませんか。でないと、どこまでいってもこの行革のこの基本方針なりこれから出てくる素案だとか実施計画とかだけを見ていくと、教育委員会はどこにあるんだと。こういう思いだって募ってくる。私なんかは気がいたしてお

るわけですよ。そのあたり何か私共に提供できるような教育委員会の方向性というか検討の経過というか、そういうものは出せませんか。

○ 教育総務課長

まず最初に私の言い方が教育委員会、教育委員会と言っておりますが、教育委員会事務局の内部検討ですので、その辺ちょっとすみません、訂正させていただきます。それと内部検討した経過なり資料を提出できないかということでございますが、現時点で基本計画なり実施計画の素案なりのものは今たたき台としてできておりますが、あくまでも今言います教育委員会事務局の内部検討に対するたたき台でございますので、現時点では議会の皆さま方にはお示しすることはできないと考えております。

○ 人見委員

言葉を変えれば私は教育委員さんたち、教育長がお見えになっています。他の教育委員さんたちはどれほどに今回このような基本方針、これから出てくる素案やそのあたりと、教育委員会が目指す飯塚市の教育的効果を高らしむるために児童生徒をある意味では守り、育み、育てていくために先ほども出ておったような、そうした野球場が一つ閉鎖されることによってどれほどの影響が出てくるかだとか、その代替はどうあるべきなのか。そんな観点が私は広く議論されて然るべきではなかっただろうかという気がするもので、再三聞くんですけども、そのことなんです、事務局内部の検討も含めてですけども、より広く言えば教育委員会、教育委員さんたちもそうした作業というのはいかほどにあっておるのか。社会教育員さんたちもおられるんです。社会教育委員さんたちは社会教育施設が大半です。どれほどに維持していくのか、これからの地域の教育力の発展維持のために、どのような施設のあり方が適当だと考えておられるのか、適正だと考えておられるのかとか、そんな声の一つも響いてこないんですよ。そのあたりを我々が勘案しながら行政の出してくる結果とそれまでの経過の中で教育委員会としてはこういう意見があったんだと。こういうことを勘案しながらきちんとした議会議論というのを重ねていくべきでないだろうかという気がするわけです。種々わかっていただいたら、何か答えられるものがあれば答えていただきたいと思います。

○ 生涯学習部長

先ほど来より質問者が言われておりますように、課長が申し述べましたように内部的に事務的にそれぞれ社会教育部会と教育部会とそれぞれ検討委員会を作りまして、それぞれの答申を尊重した上でそれぞれ検討をしてきております。実施計画に向けまして、それぞれの具体性を持った内容になるかと思っておりますけれども、今後、社会教育委員会あるいは教育委員会等にもこの方針等が出ました段階で一応おはかりをする、意見を聞くというような、流れとしては、教育委員会としては計画いたしておりますので、その折には、その後に意見等を聞いた上で皆さま方にも内容の説明をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○ 人見委員

納得はできないし、そういう形で本当にいいのかとあえて問うておきたいと思ひます。今回一連続廃合、8つあるやつを1つか2つとか3つとかこのような話が出ております。合併の意義というのはまさにそうした類似施設の公共施設の今後の、一つ、新しい新市におけるあり方として考えていかざるを得ない。そこに将来的には行政の無駄というかそうしたことが各財政改革の一助になっていくんだらうという趣旨からすれば、取り組まざるを得ないということはあるんです。うちの場合は1市4町が合併したんです。したがって類似施設がいくつもあるんです。となると一方で類似人口規模の類似団体のこの種の施設の数だとかそれとかもう一つが国の補助金だとかなんだとかの紐付きの場合の人口基準値だとか、利用者基準値だとかこのあたりのものが一つはあって、8つを2つとか3つとかこのような具体的な話になっておるの

か、単に感覚だけで行政マンのこのメンバーの方々の感覚だけで2つとか3つとか言っているのか、そのあたりが非常に曖昧としてわからないんです。それでそうした基準がきちんとあって、「この2つとか3つとかにしていくには類似団体ではこうですから将来的にはこうもっていきたいですよ」と、このような資料等が検討段階で出ておるのか、あったのか、なかったのか、まずそこから聞かせてください。

○ 行財政改革推進室主幹

この方向性、内容等につきましては、昨年から各分科会のほうで検討していただきながらその素案について公共施設のあり方検討小委員会専門部会等におはかりした中でしております。当然今までの利用状況等につきましては、決算の数字等とかで大体数字がわかりますが、なかなか稼働率とか利用率あたりまでは調べていないのが現状でございました。参考にいたしましたのが類似団体あたりの整備数等、参考にした中で数字は分科会の中でもあげてきたのではないかと考えておりますが、今後実施計画を策定する段階では利用率、稼働率、先ほど野球場もお話ございました。平成18年度と19年度比べて3倍とか2倍とかなってございました。これにつきまして、実際いまの平成19年度の数字がいっばいで競合しているのかということも含めまして今から検証いたしまして稼働率出しておりますので、本当に満杯かどうか、こういうことも調査・検証いたしまして実施計画のたたき台となる案を作成していきたいというふうに考えております。

○ 人見委員

そうしたら類似団体の施設の状況だとか国からの補助金等の関係からして人口1万人に1箇所だとか、こんな資料等はさらさらなくて、基本方針というのは出されたということによろしいですか。

○ 行財政改革推進室主幹

類似団体の比較表につきましては、資料という形の中でお示しは第1回目ですべて出させていただきます。

○ 人見委員

それについてはわかりました。合併の、そもそもの流れがそういうふうなことから、多分類似団体だとか人口比だとかそういうものがあって基本的には考えて進められてきておるんだろうと思うんです。あとは先ほどの話もでておりましたように、これから素案だとか実施計画の中で飯塚市として市長の政策の表現がこれから出てくるのかなど。それが一つはどこに力を入れて、だからここは手厚くなっているんだとか、こんな話になってくるんだろうと思うわけですね。だからそれは今後見ていきますので、せめて私が先ほど言いましたような専門、教育委員会のあり方だとかについては十二分気をつけていただきたいと思います。これから素案、実施計画の中でさらにつめて議論はさせていただきたいと思いますので。資料が出ておるということで、これで質問を終わります。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

○ 安藤委員

いま言われたとおりだと思うんですよ。これを読みますと、この資料でいきますと行財政改革推進本部が出されておるということですから、当然そういう形になっていくんだろうというふうに思ったりするんですけども、どうしても統廃合ありき、まず最初にそれが全面に出てしまうものですから、市民を納得させるためにはまだまだ弱いと思うんです。市民の皆さんが納得できる答えを出していかないといけないと思いますので、そのために今言われましたようにやっぱり「これはこうだからこうしましょう」というところをいまから、これは基本ですから、基本に沿っていいと思うんですけども、すべてこれに則ってやるということじゃなくて、

「この部分はこうだからこうやっていきましょうよ」というのが今から素案の中でお出されていくというふうに期待しておりますので、そのようにしっかりとやっていただきたいというふうに思います。意見です。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

○ 永露委員

おそらく今のお話を聞いている上ではいろんな施設は間違いなく何らかの形で統廃合がなされるであろう。その方向で出てくるだろうと思うんです。統廃合ということになりますと、住民からとってみれば大きな負になるんです。物理的に近くにあったものが遠くまでいかなければならないという形にどうしてもなる。それとこの基本方針の11ページに「見直しの視点」というのがあるわけですが、その見直しの視点の(1)で第一次総合計画の視点ということで基本理念というのがうたわれておるわけです。例えば「住みたいまち 住み続けたいまち」とか「やさしさと豊かな心が育つまち」というふうな形で網羅されておるわけですが、言葉自体は理解できますけれども、今回の行革を主とする制度改革、統廃合を主体とする改革によって間違いなく市民は負を負わされるわけですから、そこと、この一番根底になる、そしてその中でこの総合計画の都市目標像及び基本理念を十分ふまえていく必要がありますというふうに書かれているわけです。この改革をする上で一番根底になるものは、この基本構想で打ち出されました基本理念を壊してはならないということなんですよね。ここにも書いてありますね。「公共施設等のあり方を見直す上で、この基本理念を十分に踏まえていく必要があります。」ということなんです。私が申し上げたいのは、今回の制度改革、統廃合を主体とする改革とこの基本理念は相反するものなんです。どうしても相反するんです。ですから、市民に対してはどうしても我慢を強いらなければならない、最終的に。行財政改革上、財政の問題の点から負を求めなければならない、我慢を求めなければならない。しかしながら、あなたがたは、この一番市の基本理念となる点で、そういうことをこの言葉からいくと求めていないんじゃないか、と思うんです。ですから、今回の改革によって住民が「そんなことなら合併しなければよかった」とか「そんなことなら、このまちから出て行きたい」とか「もっといいまちに行きたい」とかいう気持ちにさせてはならないということなんです。ですから難しいんですよ、この改革は。相反するものがあつた中での改革をやる以上非常に難しいんですけども、この難しさをご理解していただけるものと思っております。市民のニーズをある程度犠牲にした上での改革をやる以上、この基本理念とのギャップはどうしても出てくるからそのギャップを埋めなければならない作業が非常に大きな作業として残るんですけども、これについての覚悟を述べてください。

○ 財務部長

いま質問者が申されます総合計画の基本理念ということで「住みたいまち 住み続けたいまち」ということで挙げております。総合計画の中にも財政の健全化ということをやっております。公の施設、先ほど私も申しましたように、施設があつてそこで利用者があれば当然住民サービスを受けておるわけでございます。それを廃止なり統廃合する中では利用されている方が今後利用しにくくなるということで、質問者が申されますように負を負わせるというような形になります。住民が「住みたいまち 住み続けたいまち」と、それを「負を負わせるまち」ということになりますので、そこには当然ギャップが生じてくるわけでございます。財政的に余裕があれば当然そのままの施設の維持ということで施設の充実ということも図られようと思っておりますが、なにぶん財政的にも厳しい、ということで先ほど申しましたように行政改革を取り組んでおりますので、その辺は説明を行いまして理解をしていただかなければならないというふうに考えております。非常に厳しい問題ではございます。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

委員長からの発言でございますけれども、今日の教育総務課長の話によりますと、内部で実施計画の素案を練っているという話がありましたね。今日ここで委員会がいろんな形で何回目か開いておりますけれども、注文をつけている部分がありますね。そういうものが反映されないということであれば、この委員会は何やったんか、ということになるわけでございますので、その辺をしっかりとふまえて、実施計画の中に反映していただきたいと思いますが、どうですか。――では、要望しておきます。

質疑がないようでございますので、おはかりいたします。公共施設等のあり方については、継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって公共施設等のあり方については継続審査とすることに決定いたしました。これをもちまして公共施設等のあり方に関する調査特別委員会を散会いたします。お疲れさまでした。

(閉会) 16 : 26